

マル適マークCMS認証の停止について

平成30年9月1日

特定非営利活動法人

日本ライフデザインカウンセラー協会

「結婚相手紹介サービス業認証制度に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び「結婚相手紹介サービス業認証制度運用規程」（以下、「運用規程」という。）に基づき、次の事業者のマル適マークCMS認証を停止することとしました。

1. 停止措置の対象となる事業者

名 称：株式会社バニラ ブライダルサロンビリーブ

所 在 地：札幌市中央区南1条西5丁目16番地 プレジデント松井ビル9F

代 表 者：代表取締役 橋本 浩

認 証 日：平成28年3月7日

2. 認証停止年月日

平成30年9月1日

3. 停止処分に至った主な理由

当該事業者について、平成30年8月頃に消費者より契約時の交付書面にある条項について相談を受け調査を行ったところ、当協会としてもガイドライン及び運用規程の重大な違反を確認した為、認証を6ヶ月間停止することとした。

4. ガイドラインに違反する事項

- (1) 中途解約時の損害賠償額について、ガイドラインに定める損害賠償額の上限を超える額の支払いを求める条項があった。
- (2) 中途解約について、ガイドラインにある理由の如何を問わず契約の解除を認めるために違反し、契約の解除を認めない条項があった。

以 上